

平成28年度から国民健康保険税の賦課限度額と軽減基準が変わります

国民健康保険法施行令と地方税法施行令の一部の改正により、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、平成28年度から国民健康保険税の賦課限度額と軽減基準が変わります。

なお、国民健康保険加入のみなさんの保険税額は、7月上旬に発送する納税通知書でお知らせします。

◎国保税の税率と賦課限度額

賦課区分(対象者)		税率改定		
		平成27年度	平成28年度	増減
		(改正前)	(改正後)	
医療保険分 国保に加入するすべての方 0～74歳	所得割率	9.8%	9.8%	変更なし
	均等割	18,000円	18,000円	変更なし
	平等割	38,400円	38,400円	変更なし
	賦課限度額	520,000円	540,000円	20,000円
後期高齢者支援金分 国保に加入するすべての方 0～74歳	所得割率	3.2%	3.2%	変更なし
	均等割	12,000円	12,000円	変更なし
	賦課限度額	170,000円	190,000円	20,000円
介護納付金分 国保に加入する 40～64歳	所得割率	3.0%	3.0%	変更なし
	均等割	13,200円	13,200円	変更なし
	賦課限度額	160,000円	160,000円	変更なし
賦課限度額合計		850,000円	890,000円	40,000円

※ 賦課限度額とは、1世帯における国民健康保険税の上限額のことです。

◎低所得世帯への軽減制度の拡充

低所得者世帯に対する国民健康保険税の軽減制度について、軽減判定の基準となる所得基準額の算定方法が下表のとおり変更となります。

世帯の総所得金額が、次の基準以下の世帯については、「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。世帯主の所得は、国民健康保険に加入・未加入にかかわらず、所得判定の対象になります。

※ 軽減を受けるには、前年分の所得を申告していることが必要です。

軽減の割合	所得基準額	
7割軽減	33万円以下の世帯(改正なし)	
5割軽減	改正前	33万円+(26万円×被保険者数)以下の世帯
	改正後	33万円+(26万5千円×被保険者数)以下の世帯
2割軽減	改正前	33万円+(47万円×被保険者数)以下の世帯
	改正後	33万円+(48万円×被保険者数)以下の世帯

【お問合せ】住民福祉課 国保係 担当：品田、金沢、大畑

国民健康保険税(第1期)、後期高齢者医療保険料(第1期)の納期は、

8月1日(月)です。忘れずに納付しましょう!

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。

お気軽に住民福祉課 税務係までご相談ください。